

被保険者証の記号と番号				被保険者の氏名		性別	生年月日		増加 減少	事業所の 所在地 及び名称	
記号		番号		フリガナ		男 ・ 女	昭・平 年 月 日				
被保険者の住所				〒 ー		被保険者の標準報酬月額		千円	被保険者の事業主からの報酬以外の収入(年額)		千円

◎この届出は、被扶養者に異動(増減)が生じたとき、事業主を経営日以内に健康保険組合へ提出してください。

以下の欄は追加又は削除となる方についてのみ記入してください。

被扶養者の氏名	性別	被扶養者の生年月日	続柄	扶養開始又は事由発生年月日	扶養又は削除の理由	職業又は学年	同居・別居の別	月平均収入額
フリガナ	1 男	5 昭 年 月 日		年 月 日			同居	千円
	2 女	7 平 月 日					別居	
フリガナ	1 男	5 昭 年 月 日		年 月 日			同居	千円
	2 女	7 平 月 日					別居	
フリガナ	1 男	5 昭 年 月 日		年 月 日			同居	千円
	2 女	7 平 月 日					別居	
フリガナ	1 男	5 昭 年 月 日		年 月 日			同居	千円
	2 女	7 平 月 日					別居	

◎16歳未満の子以外の方を扶養申請するときは「被扶養者申請理由書」に諸事項を詳しく記入し、異動届と一緒に提出してください。

上記、記載内容のとおり相違ありません。 年 月 日 提出

事業主	総務部・課長	健保担当者

事業所長殿

上記、被扶養者届の適用・不適用を確認しましたので通知します。

アサヒグループ健康保険組合理事長

健康保険組合記入欄		
認定	可・否	認定年月日
否の理由		

受付日付印

水色部分：入力必須、朱色部分：必要に応じて入力

【記入方法】

被保険者証を確認

社員の氏名(旧字体を略さない)

扶養申請は「増加」、扶養削除(外す)は「減少」に○印
※「減少」の場合は、対象者の被保険者証を添付

被保険者証の記号と番号		被保険者の氏名		性別	生年月日	増加 減少	事業所の所在地及び名称	空欄
記号	番号	フリガナ	ケンボ	太郎	男	昭平		
0	600777	健保	太郎	女	42年9月7日			
被保険者の住所	〒131-0033 東京都墨田区向島1-33-9		被保険者の標準報酬月額	空欄		被保険者の事業主からの報酬以外の収入(年額)	空欄	

事業所担当者が記入

事業主からの報酬以外の収入がある場合は入力

以下の欄は追加又は削除となる方についてのみ入力してください。 ← 今回申請する対象者のみ入力

被扶養者の氏名	性別	被扶養者の生年月日	続柄	扶養開始又は事由発生の年月日	扶養又は削除の理由	職業又は学年	同居・別居の別	月平均収入額
ケンボ	男	昭平	20	040801	出生、離職、就職等	無職	同居	0
健保	女	9令451020	妻				別居	

勤労収入は交通費等も含む。税額控除前の総収入を入力

旧字体を略さない(「澤」や「學」等、正しく入力)

「長男」「義母」等を入力 続柄コードは下記を確認

増加→「出生」「離職」「婚姻」「収入の減少」
減少→「就職」「離婚」「死亡」「収入の増加」等、具体的に記入

和暦で入力
新生児は出生日
雇用保険受給終了の場合は受給終了日の翌日
就職の場合は勤務先の健康保険資格取得日
死亡の場合は死亡日の翌日

実態を入力
「パート」「中学1年」等具体的に記入

◎16歳未満の子以外の方を扶養申請するときは「被扶養者申請理由書」に諸事項を詳しく記入し、異動届と一緒に提出してください。

上記、記載内容のとおり相違ありません。

4年8月4日提出

書類を受領し健保へ提出する日付(事業所担当者が記入)

事業主	人事総務部・課長	健保担当者
		担当者印

事業所長殿

上記、被扶養者届の適用・不適用を確認しましたので通知します。

アサヒグループ健康保険組合理事長

健康保険組合記入欄		
認定	可・否	認定年月日
否の理由		

受付日付印

【続柄コード】

直系尊属	11=父	12=母	13=祖父	14=祖母	15=曾祖父	16=曾祖母
配偶者	20=妻	21=夫				
子(男)	31=長男	32=次男	33=三男	以下同様		
子(女)	41=長女	42=次女	43=三女	以下同様		
その他(男)	51=孫	52=弟	53=兄	54=義弟	55=義兄	
	56=義父	57=義祖父	58=甥	59=その他		
その他(女)	61=孫	62=妹	63=姉	64=義妹	65=義姉	
	66=義母	67=義祖母	68=姪	69=その他		
その他(男)	71=養子	75=妻の長男	76=妻の次男			
その他(女)	81=養女	85=妻の長女	86=妻の次女			